

柳 宗悦の民芸論 (XV)

——民家と民芸——

八 田 善 穂

- (1) 「たくみ」と東京民芸協会
- (2) 『民藝』における民家
- (3) 『民芸手帖』
- (4) 文化運動としての民芸運動

柳¹⁾の著作の内、民家に関するものは極めてわずかである。大正11年の「失はれんとする一朝鮮建築の為に²⁾」は、歴史的意義の大きな文章ではあるが、民家についてのものではない。他には「野州の石屋根³⁾」(昭和11年)、「越後の民屋⁴⁾」(昭和26年)が見られる程度にすぎない。著述について見る限り、柳の関心はあくまでも「民芸」に向けられ、それを包む「民家」へと拡がることはほとんどなかったといつてよい。

しかし柳自身を離れて民芸運動全体を見渡すと、民家への関心は決して小さなものではないことがわかる。そこで以下、民芸運動の内における民家への関心を、具体的に跡づけることとする。

(1) 「たくみ」と東京民芸協会

昭和29年3月に設立された東京民芸協会は、昭和37年1月まで事務局を銀

注1) 柳宗悦 (1889 (明治22) - 1961 (昭和36))。

2) 『改造』大正11年9月号所載、のち『朝鮮とその藝術』(大正11年)他に収録、筑摩書房版全集(以下「全集」と略記する)第6巻「朝鮮とその藝術」所収。

3) 『工藝』(注8参照)第65号(昭和11年7月)所載、全集第11巻「手仕事の日本」所収。

4) 『新潟日報』昭和26年7月19日付所載、全集第11巻所収。

座の「たくみ」に置いた。「たくみ」は昭和7年に、吉田璋也⁵⁾らによって設立された鳥取民芸振興会（現鳥取民芸協会の前身）の販売店として、鳥取市に開設された。翌昭和8年には東京支店が開店し、昭和16年には本店が鳥取から東京に移された。店名は柳の命名による。

雑誌『民藝⁶⁾』（日本民藝協会⁷⁾）第6巻第12号（昭和19年12月）の巻末記事「民藝協会たより」には、「在来玉屋ビルにあった工藝⁸⁾の事務所は駒場の民藝館内に移し、協会事務所と民藝編集部は西銀座のたくみ工藝店の二階へ移る。」と記されている。

また昭和23年10月から24年4月、25年12月、26年10月と不定期に4回のみ発行された雑誌『日本民藝』（日本民藝協会）は、1号、2号が非売、4号の発売元が「たくみ」となっている（3号は未見）。

さらに、昭和25年8月から29年7月まで17回発行されたパンフレット『民藝通信』（日本民藝協会）は、昭和27年9月発行の第5号から、「たくみ内日本民藝協会分室」編集となっている。これらのことを見ても、日本民藝協会と「たくみ」との密接な関係がわかる。

「たくみ」では、昭和27年10月以来、パンフレット『月刊たくみ』を発行した。この15号（昭和29年3月刊）に、東京民芸協会設立の趣旨が次のように記されている。

「民芸運動が柳宗悦先生を中心に始められてから、二十余年になります。

この運動によつて、我国の多くの伝統的な民芸品が育成保存され、戦後日本民芸協会の組織と活動は世界的関心と呼起すに至り、又国内に於ても運動の進展につれて各地方に同好の人達が集り、全国十七府県にその支部が出来ております。

東京は今迄本部の所在地の為、特別に組織を持つて居りませんでした。然

5) 1898（明治31）－1972（昭和47）。

6) 昭和14年4月『月刊民藝』として発刊、昭和17年1月より『民藝』と改称、昭和21年7月第70号にて終刊。

7) 昭和9年設立。

8) 昭和6年1月発刊、昭和26年1月第120号にて終刊。

し東京及び近県にも、もつと民芸を中心にして楽しく集る組織を持ちたいとの要望が盛んに起つて来ましたので、此度相計つて東京民芸協会を設立し、同好の方々と親しくお交わりすると共に、一層の発展を期したいと思います。」

日付は昭和29年2月20日となっており、会則の最後に「本会の事務所を中央区銀座西8-3 株式会社たくみ内に置く。」とある。

こうして設立された東京民芸協会は、昭和29年11月から、『月刊たくみ』を機関誌とすることになる。9月15日発行の21号には「月刊たくみ十一月号より東京民芸協会の機関誌に」と題して次のような記事がある。

「戦前は「工芸」及び「月刊民芸」の両機関紙があり、前者は専門的に、後者は大衆的に、民芸運動のための大きな歯車になつていた。戦後幾度か再刊の試みが為されたが、長くつづかず、現在では「月刊たくみ」が唯一の機関誌となつております。「たくみ」の顧客はもちろん、地方の生産者にも非常によるこばれています。これに一層の社会性と、生活文化運動の推進力を有たせるために東京民芸協会の機関誌として再出発することになりました。」

装いを改めて発行された11月号（通巻23号、この号から誌名が『たくみ』となる）の編集後記には以下のような個所がある。

「こんど東京民芸協会で、本誌を引受け編集することになつた。かねてからわれわれの協会で機関誌を発行したいという希望を持つていたところ、たまたま最近「たくみ」の店の仕事が忙しくなつたのと、本誌をもつと拡大したいという考えがあつたので、ここに意見一致したわけだ。もともとわれわれの協会と、日本民芸館および「たくみ」の仕事とは三身^{マツ}一体のものであるから、発行所が變つたからといつて少しも不自然ではないと思う。」

「本誌は東京民芸協会の機関紙^{マツ}とはいえ、一人東京会員のみの機関誌ではない。

日本民芸協会の全国の会員は勿論、工芸^{マツ}に感心を持つて全ての人々に贈るものであります。

戦前は「月刊民芸」があり広く民芸、工芸の問題を取上げ、わが国の工芸運動に尽した事は読者諸氏の認める処であろう。

戦後民芸運動の認識は大衆に広くアピールし海外迄その組織と運動は認識され、各地の民芸店も隆盛を得たが、しかし純粋の機関誌を持つ事は出来なかつた。日本民芸、工芸も休刊し民芸通信もまた意の如くならず今度本誌の発行に於て、工芸雑誌の本流を行くものと自負すると共に本誌育生の為皆様の御力添を願うものであります。」

さらに翌昭和30年1月号（通巻第25号）から、『たくみ』は『民藝』と改称する。「編集後記」には、「この正月号から「たくみ」の誌名を本来の「民藝」と改題した。この方が一般の人々に解りやすいからである。誌名は異つても編集の方針には変りはない。」とある。なお、『月刊たくみ』は独自に昭和31年9月より再刊した。

（2）『民藝』における民家

こうして新たに刊行された『民藝』誌には、民家に関する記事もかなり多く掲載されている。まず昭和30年11月号（通巻第35号）（民家特集）の巻頭言「民家の伝統を生かせ」は次の通りである。

「明治以来わが国の学校、官庁、銀行、会社等の公共建築は、いち早く洋風をとり入れてきたが、一般庶民の住宅は、大体において、いわば紙と木の昔のままであつた。ところが戦後、都市には高層建築様式のアパートや洋風の住宅がようやく多くなつた。これは不燃焼建築の要求や土地問題の解決のために当然であり、今後はますますこの傾向は強められるにちがいない。すでに集団住宅は新しい社会生活の指標とさえなつている。

洋風住宅は、在来の日本住宅にくらべると、たしかに能率的であり、また合理的である。ただ問題は、四六時中生活し、またいこいの場所である住宅は、仕事本位、能率本位のオフィスや工場とちがつて、心をやわらげ、落ち着かせるという工夫が一層必要であるということである。しかし建物そのものが空間を四角に切りとつたようにワクがきまつているとすれば、室内装飾や家具、調度で加減する以外に方法はないであろう。

むかしの日本の民家には太い柱や頑丈な梁が使用してあり、大地にどつかと腰をおろしたようにみえる。この建物から受ける精神上的の影響は決して少くはないであろう。法律上の「家」の概念は変り、生活の様式はあらためられても、住宅には矢張り、この落着と安定感がなくてはなるまい。

日本各地に今も残る多くの古い民家は、やがてほろびていくであろうが、この民家特有の伝統を、いかにして新しい住宅に生かすかは、民芸運動に課せられた大きな問題である。」

この文章が発表されてから半世紀近く経った今日、最後の部分は一層重要性を増しているといえよう。

この号（通巻第35号）には次の5篇の記事が載っている。河内の民家、五箇山の合掌造り、甲州の民家、出雲の民家、九州の民家。さらに翌月（昭和30年12月）号（通巻第36号）にも、鳥取の民家、河内の民家を訪ねて、の2篇が見られる。

昭和31年2月号（通巻第38号）所載「現代の民家様式の行くえ（伊東安兵衛）」では次のように述べられている。

「日本には数多くの民家が残されている。古い農家を見るとそのたとえ様のない美しさには目を見はるばかりである。しかしそれはもう過去のものであつてどんなにそれが美しいからといってそのままの形で建てても、既に生活環境の変化した現在では機能的にどうしようもないのは、当然のことである。……

少くとも明治初期までは生活に定つた様式があつたので民家の形にも統一があつた。欧米の思想が入り資本主義経済への移行と共に日本人の生活は一変せざるを得なかつた。そして今なお、統一した生活様式をもつことが出来ず、今後どういう風になつてゆくのかも予定出来ない状態にある。……

日本の民家が日本の民家である為には伝統が正しく受け継がれるということによらなければならない……

しばしば見られる様に欧米の新しい家を無批判に形式的にとり入れた伝統を無視した家があるがあまりにも性急に欧米のものをまねするところに日

本の民家の混乱が生じるのではないであろうか。……

民家の条件は先ずその国の気候風土に合ったものであり、現代の日本人の生活に適合した合目的な機能をもつたものでなければならぬ。次にその土地に合った材料が選ばれ、合理的な構造によつて堅牢なものでなければならぬ。最近新らしい材料が次々と^マ登上するがそれが合目的に使はれることは一向にさしつかえない。民家はすべてこの様な実用性の上に立つものであるがしかもなお造型的にも美しいものでなければならぬのは当然で、このことはむしろその実用性を十分に発揮している民家は造形的に当然美しくあり得る……

現代の民家とは伝統的な基盤の上に立ち、しかもなお最も現代的なものであるはずである。要するに民家は常ににせものであつてはならない。」

この年（昭和31年）の12月号（通巻第48号）には「土蔵造りの美」が掲載されている。

『民藝』誌は昭和32年9月号（通巻第57号）まで東京民芸協会が編集・発行し、翌10月号（通巻第58号）からは日本民藝協会の手に移る。この年には3月号（通巻第51号）に「民家と商家」が見られる他、11月号（通巻第59号）は「民家の特集」となり、吉備の民家、南部の曲り家、野州の石屋根、宍道湖畔の民家、蟻塚の民家（イタリー）の5篇が載っている。

また翌昭和33年5月号（通巻第65号）は「現代の民家特集」として、現代の民家、現代民家建築、板倉の芹沢邸、民家隨想、松本市の丸山邸、家を建てる、の6篇を載せている。このうち「現代の民家（伊東安兵衛）」には次のような指摘がある。

「古くから残つている農家は、たしかに民家であるに違いない。それはまことに美しい。しかしそれは現代のものではない。鉄筋コンクリートのアパートやブロック造り、軽鉄骨造り等の建築は、或いは現代の民家とも云えるであろう。しかしこれらの多くは、欧米のものまねが多く、何らの伝統も民族性も感じられないばかりか、常に新奇なスタイルを追いかけているために、四、五年もすれば影のうすい古ぼけたものになってしまう。古い民家が過去

のものであるにもかかわらず、いつまでも美しさを保っているのに、最近に建つ建物のどれもこれもが、建てられた時だけは何か目新しく人目をひくが、しばらくするうちには中途半端なものになるばかりか、美しさというものが少しも感じられないのは、どういうわけであろうか。」

さらに昭和34年7月号（通巻第79号）は「五箇山の民家特集」となっている。ただしこの後は、現在に至るまで、『民藝』誌において、ごくわずかな例を除いては、民家はほとんど取り上げられていない。

(3) 『民芸手帖』

『民藝』の編集が日本民藝協会の手に移った後、東京民芸協会は昭和33年6月より、新たに『民芸手帖』誌を創刊した。この雑誌は昭和57年12月に、東京民芸協会がある事情で突然解散するまで、295回発行された。協会は翌58年5月に再発足した（事務所は59年10月まで日本民藝協会（東京・駒場）内、平成3年6月より「たくみ」内）が、『民芸手帖』は復刊されていない。

この『民芸手帖』には、2号から最終号に到るまで、民家に関する多くの記事が掲載されているので、以下それを列挙する。（ ）内の数字は各年の月数である。

昭和33年 民家巡礼1（飛騨に合掌造りを訪ねて）（7）

同2（伊勢の草屋根）（8）

同3（木曾路をゆく）（9）

同4（田麦侯の民家）（10）

同5（小野の民家）（11）

同6（野火止）（12）

昭和34年 同7（佐賀のクド造り）（1）

同8（奈良のタカへ造り）（2）

同9（川越の蔵造り）（3）

- 同10 (松江から出雲へ) (4)
阿波の建築帖 (4)
民家巡礼11 (甲州のヤグラ造り) (5)
阿波の建築 (5)
民家巡礼12 (房総海岸の民家) (6)
同13 (戸隠の民家) (7)
同14 (近江のイカ造り) (8)
能登の建築物 (8)
民家巡礼15 (常陸幸田の民家) (9)
民家用語 1 (置千木) (9)
塗籠造りの民家 (10)
川越の蔵造り (10)
民家巡礼16 (南伊豆のナマコ壁) (10)
民家用語 2 (雀おどり) (10)
民家巡礼17 (越前のツノヤ造り) (11)
民家用語 3 (卯建) (11)
民家巡礼18 (羽前大山の民家) (12)
民家用語 4 (たかへ) (12)
昭和35年 民家巡礼19 (岩垂の本棟造り) (1)
民家用語 5 (雨囲い) (1)
民家巡礼20 (鬼首の民家) (2)
民家用語 6 (石屋根) (2)
民家巡礼21 (多摩川流域の民家) (3)
民家用語 7 (藁屋根) (3)
民家巡礼22 (東京の茅葺民家) (4)
民家用語 8 (段葺・疣葺・混ぜ葺) (4)
民家巡礼23 (周山街道) (5)
民家用語 9 (厚萱葺) (5)

鯨御殿 (5)

民家巡礼24 (伊賀街道) (6)

民家用語10 (杉皮屋根) (6)

民家巡礼25 (道志川の民家) (7)

民家用語11 (板屋根) (7)

民家巡礼26 (瀬戸内・田島の民家) (8)

民家用語12 (樺屋根・竹屋根) (8)

民家巡礼27 (善光寺より小諸へ) (9)

民家用語13 (瓦屋根) (9)

民家巡礼28 (中山道の宿駅) (10)

民家用語14 (瓦屋根) (10)

民芸旅行で見た民家 (10)

民家巡礼29 (秋田のスス窓) (11)

民家用語15 (せいがい造り) (11)

民家巡礼30 (高麗の民家) (12)

民家用語16 (しんかべ) (12)

昭和36年 民家巡礼31 (諏訪平の民家) (1)

民家用語17 (塗家づくり) (1)

民家巡礼32 (マダを織る村) (2)

民家用語18 (くらづくり) (2)

民家巡礼33 (赤城山麓の民家) (3)

民家用語19 (なまこかべ) (3)

民家巡礼34 (日田の民家と皿山) (4)

民家用語20 (水きりびさし) (4)

民家巡礼35 (富士山麓の民家) (5)

民家用語21 (袖壁) (5)

民家巡礼36 (しぼりの街, 有松と鳴海) (6)

民家用語22 (しとみ) (6)

- 民家巡礼37 (青梅の民家) (7)
民家用語23 (上げ床几) (7)
民家巡礼38 (米沢から下関まで) (8)
民家用語24 (こおし) (8)
民家巡礼39 (南秋川の民家) (9)
民家用語25 (続格子) (9)
民家巡礼40 (関東の石屋根と長屋門) (10)
同41 (多摩川流域の民家) (10)
民家用語26 (関東の棟飾り) (10)
関東の民家 (10)
関東の民家あれこれ (10)
野州の石屋根 (10)
民家巡礼42 (民家と道祖神) (11)
民家用語27 (駒寄せ) (11)
民家巡礼43 (神岡の板倉) (12)
民家用語28 (かんぎ) (12)
昭和37年 民家巡礼44 (東海道御油赤坂の宿) (1)
民家用語29 (たかくら) (1)
民家巡礼45 (紙すきの町小川) (2)
民家用語30 (せいろうぐら) (2)
民家巡礼46 (秘境奥三面) (3)
民家用語31 (くら) (3)
小樽の石造商家 (3)
民家巡礼47 (丹波の民家) (4)
民家用語32 (切妻) (4)
民家巡礼48 (服部緑地の民家) (5)
民家用語33 (寄棟) (5)
民家巡礼49 (遠州のホソバ垣) (6)

- 民家用語34 (入母屋) (6)
民家巡礼50 (筑波の曲り家) (7)
民家用語35 (かぶと屋根) (7)
民家巡礼51 (弘前とその周辺) (8)
民家用語36 (妻入平入) (8)
民家巡礼52 (佐原の蔵造り) (9)
民家用語37 (煙出し窓) (9)
江差地方の民家 (9)
民家巡礼53 (甲州奈良田の民家と民俗) (10)
同54 (文学に見る信濃の民家) (10)
民家用語38 (甲州の家づくり) (10)
甲信地方の民家 (10)
信濃路の民家 (10)
民家巡礼55 (能登の民家) (11)
民家用語39 (煙出し窓) (11)
民家巡礼56 (輪中の水屋) (12)
民家用語40 (防風林) (12)
昭和38年 民家巡礼57 (信州の紙すき村・麻績) (1)
民家用語41 (防風牆) (1)
民家巡礼58 (銚子の長崎) (2)
民家用語42 (塀と垣) (2)
沖縄の民家 (2)
民家巡礼59 (北河内の環濠農家) (3)
民家用語43 (門構え) (3)
民家巡礼61⁹⁾ (南河内の町家) (4)
民家用語44 (環濠) (4)

9) 60は欠番となっている。なお、49までは番号が付されていないが、本稿ではこれを補った。

- 民家巡礼62 (八丈島の民家) (5)
民家用語45 (水屋造り) (5)
民家巡礼63 (弘前とその周辺) (6)
民家用語46 (いろり) (6)
甲州の民家 (6)
民家巡礼64 (御明神から遠野へ) (7)
民家用語47 (いろりのまわり) (7)
民家巡礼65 (岩手の民家) (8)
民家用語48 (かまど) (8)
民家巡礼66 (播磨のメワラ) (9)
民家用語49 (うだつ柱) (9)
民家巡礼67 (最上川沿いの民家) (10)
同68 (戸波から秋田へ) (10)
民家用語50 (中門) (10)
両羽地方の民家 (10)
民家巡礼69 (中河内の旧家) (11)
民家用語51 (屋根裏) (11)
民家巡礼70 (薩摩半島の民家) (12)
民家用語52 (針目覆い) (12)
昭和39年 民家巡礼71 (東京の茅葺と田遊び) (1)
民家用語53 (雪囲い) (1)
民家巡礼72 (北アルプス山麓の民家) (2)
民家用語54 (大和棟) (2)
民家巡礼73 (葛飾水郷から矢切の渡しへ) (3)
民家用語55 (妻飾り) (3)
民家巡礼74 (京都西部——桂のあたり) (4)
民家用語56 (むしこ窓) (4)
民家巡礼75 (江戸川下流の曲り家) (5)

- 民家用語57 (湯と風呂) (5)
民家巡礼76 (ポリネシア文化センターの建物) (6)
民家用語58 (湯と風呂2) (6)
民家巡礼77 (練馬の民家) (7)
民家用語59 (階段) (7)
民家巡礼78 (備中高梁の城下町) (8)
民家用語60 (大黒柱) (8)
民家巡礼79 (練馬の民家2と江古田の獅子舞) (9)
岡山県の民家 (9)
民家巡礼80 (越後の大地主たち) (10)
同81 (小千谷・十日町の町家) (10)
越佐の民家 (10)
越後の民家 (10)
雪国のすまい (10)
民家巡礼82 (続・服部緑地の民家) (11)
昭和40年 同83 (松原湖附近の民家) (1)
同84 (川崎市の元禄時代の民家) (2)
歌棄の鯨御殿 (2)
民家巡礼85 (久留米緋の里とダゴ飾り) (3)
同86 (三溪園に移築された飛驒の民家) (4)
同87 (海外民家の旅1) (5)
同88 (" 2) (6)
同89 (" 3) (7)
同90 (" 4) (8)
同91 (" 5) (9)
同92 (能登半島の民家) (10)
同93 (城下町・金沢とその周辺) (10)
越中・能登の民家 (10)

- 砺波の民家 (10)
民家巡礼94 (海外民家の旅 6) (11)
同95 (" 7) (12)
栗山の民家 (12)
- 昭和41年 民家巡礼96 (早島町の武家屋敷と民家) (1)
同97 (奥利根の民家) (2)
同98 (岡田のナマコ壁) (3)
同99 (先島群島の民家) (4)
同100 (沖縄の民家) (5)
荘白川の合掌造り (10)
高山の町屋 (10)
奥美濃郡上八幡の民家と郡上踊り (10)
一夜で消えた美しい民家群 (12)
- 昭和42年 民家探訪 1 (東京都下のまがりや) (1)
同 2 (") (2)
同 3 (") (3)
同 4 (") (4)
古民家のまねごと (4)
民家探訪 5 (東京都下のまがりや) (5)
同 6 (") (6)
日本民家園開園 (6)
民家探訪 7 (筑波のまがりや) (7)
同 8 (") (8)
川崎日本民家園見学会 (8)
民家探訪 9 (筑波のまがりや) (9)
武蔵の民家 (10)
武蔵山地の民家 (10)
街道筋の民家 (10)

- 多摩丘陵の民家 (10)
民家探訪10 (岩間町のまがりや) (11)
同11 (桧枝岐とその周辺の民家) (12)
- 昭和43年 同12 (") (1)
同13 (久慈川の曲り付き) (3)
同14 (茨城県北部の曲り付き) (4)
同15 (関東地方の曲り家) (5)
民家のことあれこれ (6)
同 2 (7)
民家探訪16 (坂野家主屋と表門について) (8)
旅と民家 (8)
民家探訪17 (重要文化財中崎氏住居について) (9)
群馬県の農家 (10)
上州の民家 (10)
群馬県吾妻郡の出桁平カブト (10)
戸倉の養蚕農家 (10)
六合村の民家 (10)
民家探訪18 (重要文化財椎名氏住居) (11)
同19 (津軽地方の民家) (12)
- 昭和44年 同20 (木曾奈良井の民家) (1)
同21 (常陸金砂郷の民家) (2)
同22 (下総東葛飾の民家) (3)
同23 (重要文化財旧北村家住宅について) (4)
同24 (重要文化財羽石進氏宅) (5)
同25 (重要文化財旧泉家住宅) (6)
同26 (重要文化財山本信一氏宅) (7)
同27 (重要文化財吉村家住宅) (8)
同28 (" 2) (9)

- 天ヶ瀬の民家 (10)
栃木県の民家 (11)
野州重要文化財民家岡本憲氏住宅 (11)
野州の石屋根と石造りの民家 (11)
民家と北海道と (12)
- 昭和45年 北欧の民家1 (デンマークの農家) (1)
同2 (デンマーク フェーネン地方) (2)
同3 (デンマーク ジーランド地方の民家) (3)
同4 (デンマーク ユットランド地方) (4)
同5 (スウェーデンの農家) (5)
同6 (南スウェーデン地方の農家) (6)
同7 (北部スウェーデンの農家1) (7)
同8 (" 2) (8)
沖縄・西表島の民家1 (8)
同2 (9)
北欧の民家9 (ノルウェーの農家) (9)
同10 (南ノルウェー地方の農家) (10)
沖縄・竹富島の民家1 (10)
同2 (11)
北欧の民家11 (ノルウェー南部山岳地帯の農家) (11)
沖縄・波照間島の民家 (12)
- 昭和46年 民家を訪ねて (チロルの旅1) (1)
沖縄・黒島の民家 (1)
民家を訪ねて (チロルの旅2) (2)
沖縄・石垣島の民家 (2)
民家を訪ねて (チロルの旅3) (3)
民家随想 (3)
沖縄・小浜島の民家 (3)

- 民家を訪ねて(チロルの旅4)(4)
沖縄本島北部国頭村の民家(4)
民家を訪ねて(チロルの旅5)(5)
同(" 6)(6)
大和の民家1(奈良盆地の農家)(7)
同2(")(8)
同3(")(9)
同4(")(10)
関東地方最古の民家(10)
大和の民家5(南山中の山家)(11)
同6(")(12)
昭和47年 同7(奈良県の町家)(1)
千葉県民家1(2)
同2(屋根葺きの技術)(3)
同3(大原幽学と民家)(4)
ヴァルツォーの民家(5)
千葉県の民家4(重要文化財花野井家住宅について)(6)
同5(手賀沼河畔の農家)(7)
同6(大多喜町の街屋)(8)
同7(安房郡丸山町字珠師ヶ谷の農家)(9)
同8(佐原の街家)(10)
同9(千葉市内の農家)(12)
昭和49年 エーゲ海の民家を訪ねて(4)
お伽の国の民家(4)
近江の民家1(東海道の宿駅)(5)
同2(")(6)
同3(")(7)
同4(鈴鹿山地の民家)(8)

- 同5 (湖北の民家) (9)
同6 (") (10)
讃岐の民家みたま (11)
福井県嶺南地方の民家 (11)
阿波の民家みてあるく (12)
- 昭和50年 高知の民家みたま (1)
伊予の民家みたま (2)
山陰の民家1 (4)
同2 (5)
同3 (6)
同4 (7)
泉南の豪農 (8)
紀伊風土記の丘の民家 (9)
紀州の大庄屋 (10)
紀州の本陣 (11)
- 昭和51年 多摩丘陵の移築民家 (3)
青森県南部領の民家に就いて (8)
兵庫県の民家1 (但馬の養蚕農家) (9)
同2 (") (10)
会津の民家1 (蓆戸と雪障子のある商家) (10)
兵庫県の民家3 (播磨路の民家) (12)
- 昭和52年 同4 (") (2)
会津の民家2 (奥会津の豪農の家「鶴井筒」) (2)
同3 (喜多方の蔵造り) (3)
兵庫県の民家5 (摂丹地方の家々) (3)
同6 (北摂の古民家) (4)
会津の民家4 (喜多方の蔵造り2) (4)
同5 (" 3) (5)

- 同6 (" 4) (6)
- 同7 (" 5) (7)
- 同8 (大内宿・本郷窯・此花酒造博物館) (8)
- 昭和53年 民家と文化財指定 (6)
- 昭和54年 多摩の民家 (正月にシキミを飾る家) (1)
- 同2 (お蚕さまを飼う家) (3)
- 同3 (大・中・小黑柱のある農家) (4)
- 同4 (白幡八幡の禰宜舞と厩をツノヤにした家) (7)
- 同5 (沢山の神仏を祀った家) (8)
- 山形の民家 (9)
- 多摩の民家6 (陣馬山麓の養蚕農家) (10)
- 同7 (多摩丘陵の西に尽きるあたり) (11)
- 同8 (江戸へ炭を運んだ家) (12)
- 昭和55年 民家のデザイン1 (木彫の美 板欄間) (1)
- 多摩の民家9 (正月のヒロマに注連縄を張り巡らす家) (1)
- 民家のデザイン2 (木彫の美 持送り) (2)
- 多摩の民家10 (蔵を四つ並べた長屋門) (2)
- 民家のデザイン3 (木彫の美 懸魚) (3)
- 同4 (木彫と金工 自在鉤その他) (4)
- 多摩の民家11 (「絹の道」を行く) (4)
- 民家のデザイン5 (瓦の芸術 鬼板) (5)
- 同6 (瓦の芸術 留蓋瓦・鳥衾) (6)
- 多摩の民家12 (開拓村と名主の家) (6)
- 民家のデザイン7 (瓦の芸術 組棟・軒瓦他) (7)
- 同8 (漆喰細工 ぐらの窓) (8)
- 同9 (" ぐら各部) (9)
- 同10 (" 戸袋・袖壁・妻飾り) (10)
- 同11 (左官仕事・むしこ窓・生子壁・妻壁飾り) (11)

- 同12 (左官と木工 換気孔) (12)
- 昭和56年 同13 (" おくどさん) (1)
- 同14 (建具と金工 くの戸・鍵座) (2)
- 松本平の民家1 (小曾部の本棟造り1) (2)
- 同2 (" 2) (3)
- 民家のデザイン15 (建具 戸口障子と板戸) (3)
- 同16 (建具・障子) (4)
- 松本平の民家3 (松本市の蔵造り) (4)
- 同4 (" 2) (5)
- 民家のデザイン17 (屋根師と匠 棟覆い・煙出し) (5)
- 同18 (" 棟小口と棟端飾り) (6)
- 松本平の民家5 (小曾部の本棟造り) (6)
- 民家のデザイン19 (屋根師と匠 破風口) (7)
- 同20 (匠と彫り師 商家の看板1) (8)
- 同21 (" 2) (9)
- 同22 (" 3) (10)
- 同23 (鋳工・金工 呼樋と鉄物) (11)
- 同24 (鋳工と木工 軒燈) (12)
- 昭和57年 同25 (金工 釘隠しと襖の引手) (1)
- 同26 (匠と左官 卯建) (2)
- 同27 (匠と建具師 格子と駒寄せ) (3)
- 同28 (匠 手摺) (4)
- 同29 (指物 衝立) (5)
- 同30 (" 水屋簞笥と箱段) (6)
- 同31 (灯具) (8)
- 日本民家の源流を求めて1 (雲南の民家I) (10)
- 同2 (" II) (11)
- 同3 (" III) (12)

(4) 文化運動としての民芸運動

同誌昭和53年7月号(通巻242号)所載の「東京民芸協会創立と機関誌」の中に、次のような記述がある。

「日本民芸協会に移った「民芸」はなお一・二号は企画において東京民芸協会の編集からの引継ぎの味を残していたが、その後内容も一変して、組織された会員のみを対象とする編集となり、外部に訴える、仲間を増すような誌面が無くなって来た。また民芸館の優品が誌面を飾るようにはなったが、現在の新しい民芸品今作られている民芸品についての記事も誌面にはあらわれなくなった。全国機関誌とはいえ、地方協会の報告も次第に姿を消し、普及と運動の機関誌の片面だけの内容となって来たので、「民芸」に欠けている面の雑誌活動の必要性が再び語られるようになった。

昭和三十三年六月一日「民芸手帖」が創刊された。」

たしかに、日本民藝協会の『民藝』と、東京民芸協会の『民芸手帖』は、編集方針がかなり異なっている。その顕著な例のひとつが、上に掲げた民家に関する多数の記事である。『民藝』ではほとんど取り上げられることのない民家が、『民芸手帖』では極めて積極的に扱われている。はじめにふれたように、柳自身の著述のなかには民家に関するものはごくわずかしかない。しかし民芸運動全体のなかでは、民家に対する関心は大きな部分を占めているとあってよい。問題は、この関心を今後どのように展開・発展させるかということである。

季刊『武蔵野美術』No. 73¹⁰⁾に、金 両基氏¹¹⁾の「民俗・芸・具学への誘い」と題するインタビュー記事が載っている。その中に次のような個所がある。

10) 武蔵野美術大学発行、昭和63年10月20日、「特集民具再見」。

11) 常葉学園大学教授(比較文化論)。昭和52年朝日新聞にて、柳の、韓国の美を「悲哀の美」とする見解を批判した(「柳宗悦の「韓国的美」, 「韓国美の真理」, 『キムチとお新香——日韓比較文化考——』中公文庫, 昭和62年, 所収)。

「柳さんは、柳田民俗学は過去学で過去のことをほじくってるだけであり、現実性がないと批判したこともあるのですが、民芸も民具も今は過去学になっちゃった。かつては現在学だったんだけど、今はもう過去学なんです。今のカテゴリーの中で民具学だとか民芸学だとか民俗学をやっている、これはみな過去学ですよ。今日的な意味ではもう限界点を迎えているといっていると思います。それを自覚しなければ、保存のためにどうするかという博物館学的な方向へいくしか道はないね。博物館はやはり物として見るのが中心的です。保存する対象としての文化遺産ということですね。しかし民具や民芸は生きた生活の中で生まれているという意識、視点が強かったわけでしょう。生きているという～ingがいまはもう～edに変わってしまったでしょう、過去学に。その対応が遅れていると思います。それを取戻すためには精神文化と物質文化の両方をもとに戻して一緒にし、そこから過去、現在、未来を想定する。これらの学問の中では今まで未来を想定しなかったんです。あくまで現在どまりなんです。¹²⁾」

ここでは民家についてはふれられていない。しかし民家を含めて考えても、この指摘は当たっているといわざるをえない。たしかに、現存する個々の民家の調査・保存に加え、歴史的町並（重要伝統的建造物群）保存¹³⁾、あるいはユネスコによる世界遺産（世界の文化遺産と自然遺産）保護の活動¹⁴⁾もなされているが、これらはあくまでも保存・保護の活動であり、将来に対する積極性には乏しい。

もちろん過去の姿を将来に伝え残すこと自体充分に意義のあることである。

12) 『季刊武蔵野美術』No. 73, p. 26.

13) 歴史的・伝統的環境を守るために、全国で古い集落や町並が保存されている。昭和50年に文化財保護法が改正され、「伝統的建造物群保存地区」の制度が定められた。そのうち、とくに価値が高いものとして国（文部大臣）が選定したのが、「重要伝統的建造物群保存地区」である（平成9年2月現在44箇所）。

14) 世界的に価値のある自然・文化遺産を将来世代に引渡し、また保護・利用を目指す「世界の文化遺産と自然遺産の保護に関する条約」は、1972年（昭和47）にユネスコ総会で採択され75年（昭和50）12月に発効した。わが国は平成4年6月にこの条約を批准し、平成4年9月に加盟国となった。

しかしさらにいえば、伝統を将来の生活の中に積極的に生かす（文化継承）努力の方がより重要である。民芸運動に関しては、現在も活動が盛んである。それゆえ今後、金氏の談話の最後の部分にある通り、精神面を含めて未来を考える際にも、その大きな母体となる可能性をもっている。この意味で民芸運動はまさしくひとつの文化運動といえる¹⁵⁾。

15) 柳自身、「民芸運動は何を寄与したか」（昭和19年執筆、全集第十卷「民藝の立場」所収）の中で、民芸運動が精神運動であり、文化運動であることを説いている。